特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療制度に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に 関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務	
②事務の概要	後期高齢者医療保険の被保険者の資格管理、保険料 の引き渡し、申請や届出の受付、保険料の徴収、保健 ³	
③システムの名称	後期高齢システム、統合宛名システム、中間サーバー 埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル:	名 A	
後期高齢ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の85の項、番号法別表 並びに高齢者の医療の確保に関する法律第125条の	
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	こども・健康部 保険年金課 高齢者医療係	
②所属長の役職名	こども・健康部保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-	1759
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 高齢者医療係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048ー463ー	1928
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	会を行う際には4情報又は住 よる最終確認を行った上で、 局面ごとに、人為的ミスが発生 ・廃棄書類に特定個人情報か	所を含む3情 マイナンバー とするリスク! ヾ含まれてい	、一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照 青報による照会を行うことを厳守し、複数人での確認や上長に ・の紐づけを行いその記録を残している。また、人手が介在する に対し、例えば次のような対策を講じている。 いないか、ダブルチェックを行う。 的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。		

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 当該対策は十分か【再掲】 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット会を行う際には、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定している。また、4情報は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、複数人での確認や上長による最終確認を行った」で、マイナンバーの紐づけを行いその記録を残している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考える。	汉 上		

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5及び8	長寿はつらつ課 堤田 俊雄	保険年金課 神頭 勇	事後	人事異動による変更のため、 重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日		平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	健康づくり部 保険年金課 高齢者医療係	こども・健康部 保険年金課 高齢者医療係	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	朝霞市 健康づくり部 保険年金課 高齢者医療係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048- 463-1928	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 高齢者医療係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048- 463-1928	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日		平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	保険年金課 神頭 勇	こども・健康部参事兼保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	1 人 本行	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	こども・健康部参事兼保険年金課長	こども・健康部保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和3年4月1日		令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日		令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		後期高齢者医療保険の被保険者の資格管理、 保険料賦課管理、収納管理、給付業務、資格確 認書等の引き渡し、申請や届出の受付、保険料 の徴収、保健事業などの事務を行う。	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の59の項、並び に高齢者の医療の確保に関する法律等	番号法第9条第1項、別表第1の85の項、番号 法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、並びに高齢者の医療の確保に関する 法律第125条の4第2項	事後	法令等の見直しによる修正
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	百数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 8. 人手 を介在させる作業 人為的ミス が発生するリスクへの対策は 十分か	_	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐づけを行いその記録を残している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 11. 最も 優先度が高いと考えられる対 策 最も優先度が高いと考え られる対策	_	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 11. 最も 優先度が高いと考えられる対 策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 11. 最も 優先度が高いと考えられる対 策 判断の根拠	_	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定している。また、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐づけを行いその記録を残している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。